

## 平成 23 年度定例会 3 月会議開会挨拶（平成 24 年 3 月 9 日開催）

平成 23 年度定例会 3 月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、黙祷で弔意を表しましたが、東日本大震災に罹災されました皆様にあらためてお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられました皆様に心から哀悼の真を捧げ、被災地の早急な復旧復興をご祈念申し上げます。

本定例会は、町政執行方針等をもとに、新年度予算を審議する重要な議会であり、議員各位の活発な討議が展開されます事を願っております。

町の憲法となる「町づくり基本条例」・「議会基本条例」には、町政の政策形成過程である「立案・決定・執行・監視(評価)」それぞれの段階における論点・争点を明確にしていくことが謳われております。

町の各計画への議会からの提言は、「町民が実感できる政策を提言する議会」を目指す議会活動の具現化に向けた取組みとなります。町政運営の根幹となる重要計画を議決事項とし議会が一定の責任を分担することにより計画の精度を高める事が期待されるものであり、議会としては、計画とともに自らの提言にこだわり議会活動を展開することが課題となります。

今 3 月会議には、24 年度当初予算と合わせて各種重要計画が提案されております。

両基本条例が制定され、各計画については、行政評価に繋がる事を強く意識して策定が進められてきたと思いますが、計画の精度・策定過程等について議会・行政ともに今後の町政運営に参考となるようより一層吟味する必要があると感じております。

国政は先行き不透明、「震災復興・支援」、「経済の再生・成長」、「社会保障と税の一体改革」等、流動的な要素を抱え予測が難しい背景がありますが、「自由と責任」を意識した真の地方政府を目指す地方自治体として主体的に自律できる体制を早急に構築しなければなりません。体制は、組織だけでなく構成する人材であり、人材の意識・意欲を高めることが重要です。体制は、行政だけでなく町を構成する住民であり、住民の意識・意欲を高めることも重要です。

地方自治体にとって厳しい状況は続きますが、福島町議会としても、町民の負託に応えるため、尚一層研鑽に励み、目標に向かって着実に歩みを続けていかなければならないと思っております。

3 月 5 日の啓蟄も過ぎ本州からは、桜の便りが聞かれる時節となりました。

例年になく大雪でしたが、町内でもそろそろ「ふきのとう」「福寿草」等、春のいぶきを感じさせる話題がでてくることと思いますが、まだまだ朝晩の寒さは厳しいものがあります。出席者各位には、健康に留意され、お体ご自愛の上、本定例会の議事運営にご協力をいただきますよう、お願い申し上げます開会の挨拶といたします。